

災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定

長崎市（以下「甲」という。）、長与町（以下「乙」という。）、時津町（以下「丙」という。）及び株式会社バカン（以下「丁」という。）は、災害に係る情報提供等に関し、次のとおり、協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙（以下「1市2町」という。）の災害に備え、1市2町が住民に対して必要な情報を提供する手段を充実させるため、1市2町と丁が互いに協力することを目的とする。

（本協定の実施内容）

第2条 前条の目的を達成するため、本協定で実施する協力内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、長崎市の避難所の開設等に係る情報を丁に提供すること。
- (2) 乙は、長与町の避難所の開設等に係る情報を丁に提供すること。
- (3) 丙は、時津町の避難所の開設等に係る情報を丁に提供すること。
- (4) 丁は、提供された情報を自社サービス上に掲載するなどし、住民に対し周知すること。

（費用の負担）

第3条 前条に基づく1市2町及び丁それぞれの作業については、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、その一切の経費は、各自が負担するものとする。

（2次利用）

第4条 丁は、本協定で得た情報を、第三者に提供する場合は、あらかじめ各々に報告しなければならない。

（本協定の有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和7年3月31日とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の2か月前に、1市2町又は丁から何ら意思表示がないときは、協定期間は更に1年延長するものとし、その後もこの例による。

（疑義等の決定）

第6条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙丙丁協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙丙丁記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年1月19日

甲 長崎県長崎市桜町2番22号

長崎市
長崎市長 田上 富久



乙 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1

長与町
長与町長 吉田 慎



丙 長崎県西彼杵郡時津町浦郷274番地1

時津町
時津町長 吉田 義徳



丁 東京都千代田区永田町二丁目17番地3
住友不動産永田町ビル2階

株式会社バカン
代表取締役 河野 剛進

